

# 地方創生SDGs金融を通じた 自律的好循環形成に向けて

地方創生SDGs金融調査・研究会



第20回地方創生SDGs金融調査・研究会 有識者会議  
第二部

2023年9月25日

1. 「ガイドライン第二版」について
2. 「基本的な考え方」の改訂に向けて
3. 制度導入団体のインタビュー先について
4. 優良事例ヒアリング先について

1. 「ガイドライン第二版」について
2. 「基本的な考え方」の改訂に向けて
3. 制度導入団体のインタビュー先について
4. 優良事例ヒアリング先について

# 「ガイドライン第二版/別冊」に関する委員からの事前コメント

9月22日（金）までに委員よりいただいた事前コメントを掲載した。

「ガイドライン第二版/別冊」について下記コメントのほか、ご意見、ご議論をいただきたい。

## 意見①

- 追記した「第2章」の目次タイトルについて

2-1.「国連におけるSDGsの採択と国内における取組」と対比させて、

2-2.「内閣府における地方創生SDGsの推進」と記載すると分かりやすいのではないか

1. 「ガイドライン第二版」について
2. 「基本的な考え方」の改訂に向けて
3. 制度導入団体のインタビュー先について
4. 優良事例ヒアリング先について

# 「基本的な考え方」の現状について

2019年公表の「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」の目次と記載内容は以下の通り

## 「基本的考え方」の目次 2019/3/25公表

### I. はじめに

1

#### 1. 本報告書の背景・目的

- ①地方創生をめぐる現状認識
- ②地方創生に向けたSDGs達成の取組の現状
- ③地方創生SDGsの達成に向けた地域事業者、地方公共団体並びに金融機関の役割の重要性
- ④SDGs金融の現状と地方創生への展開
- ⑤地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成

2

#### 2. 地方創生SDGs達成に向けた取組の現状

- ①政府におけるSDGs達成に向けた取組
  - ・「SDGsアクションプラン2019」における地方創生の位置付け
- ②内閣府におけるSDGs達成に向けた取組
  - ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における取組方針
  - ・「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の取組
  - ・地方創生SDGsの取組の国際発信（「地方創生SDGs国際フォーラム」の開催）
  - ・「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の取組

### II. 地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方

3

#### 1. 自律的好循環の実現に向けた各ステークホルダーに求められる役割

- ①地方公共団体
- ②企業
- ③地域金融機関（地域銀行・信用金庫・信用組合・農漁協・大手銀行等の支店含）
- ④機関投資家・大手銀行・証券会社等
- ⑤市民等
- ⑥政府

4

#### 2. 地方創生SDGs金融フレームワークの構築

- ①フェーズ1：地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化
- ②フェーズ2：SDGsを通じた地域金融機関と地域事業者の連携促進
- ③フェーズ3：SDGsを通じた地域金融機関等と機関投資家・大手銀行・証券会社等の連携促進

5

### III. 今後の展開

## 目次の各題目についてのサマリー

1

- ESG要素等を考慮した投融資が進みつつある背景を踏まえ、**SDGs達成に取り組む企業に対する金融市場からの資金流入等支援を「SDGs金融」と整理**
- **地方創生の実現に向けて、その資金の流れを、SDGs達成を目指す“地域”事業者や“地域”経済に還流させることを「地方創生SDGs金融」と定義した**
- その結果、SDGs達成に向けた事業を通じて地域課題を解決し、**得られた収益を地域に再投資することを「自律的好循環」とした**

2

- 地方創生SDGs達成に向けた取組の現状として、「政府におけるSDGs達成に向けた取組」と「内閣府におけるSDGs達成に向けた取組」それぞれについて、取組方針を説明
- うち、内閣府における具体的な取組として、「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」、「地方創生SDGs国際フォーラム」、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を示した

3

- **自律的好循環の形成に向けたステークホルダーとして、「地方公共団体」、「企業」、「地域金融機関」、「機関投資家等・大手銀行・証券会社等」、「市民等」、「政府」の6分類に整理し、その役割を示した**

4

- **金融機関の役割に焦点をあて、地方創生SDGs金融を推進に向けた各ステークホルダーの役割を「地方創生SDGs金融フレームワーク」として示し、3つのフェーズに分けて示した**
- **フェーズ1「地域事業者の見える化」に取り組む一手段として、登録・認証等制度を位置づけ、翌年に制度構築の手順書としてガイドラインを公表した（2020年10月に公表）**

5

- **期待される今後の展開として、政府が、地域事業者や地域金融機関に適切なインセンティブを与えることで地方創生SDGs金融を形成していくための取組を推進していくことを示した**

# 「基本的な考え方」に係る各論の検討論点

「基本的な考え方」に対する委員からの事前コメントを整理した結果、各論の検討論点は以下の5点に集約された  
⇒ 事前コメントとして改訂に反対する意見をいただいていないため、下記論点を中心に議論を進めていきたい

## 論点①

- 本報告書の目的は“自律的好循環の形成”でよいか。
- また、その定義をより明確にしたほうがよいか

## 論点②

- 目的達成のための手段である“地方創生SDGs金融”の定義を明確にしたほうがよいか

## 論点③

- 地方創生SDGs金融に関するステークホルダー及びその役割を更新したほうがよいか

## 論点④

- “地方創生SDGs金融フレームワーク”を改訂すべきか

## 論点⑤

- “宣言・登録・認証制度”及び“地方創生SDGs金融表彰”の検証、レビューを踏まえ、両施策の改正の必要等があるか
- さらなる“地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成”に向けた必要な取組は

# 「基本的な考え方」に係る各論の検討論点

「基本的な考え方」に対する委員からの事前コメントを整理した結果、各論の検討論点は以下の5点に集約された

## 論点①

- 本報告書の目的は“自律的好循環の形成”でよいか。
- また、その定義をより明確にしたほうがよいか

## 論点②

- 目的達成のための手段である“地方創生SDGs金融”の定義を明確にしたほうがよいか

## 論点③

- 地方創生SDGs金融に関係するステークホルダー及びその役割を更新したほうがよいか

## 論点④

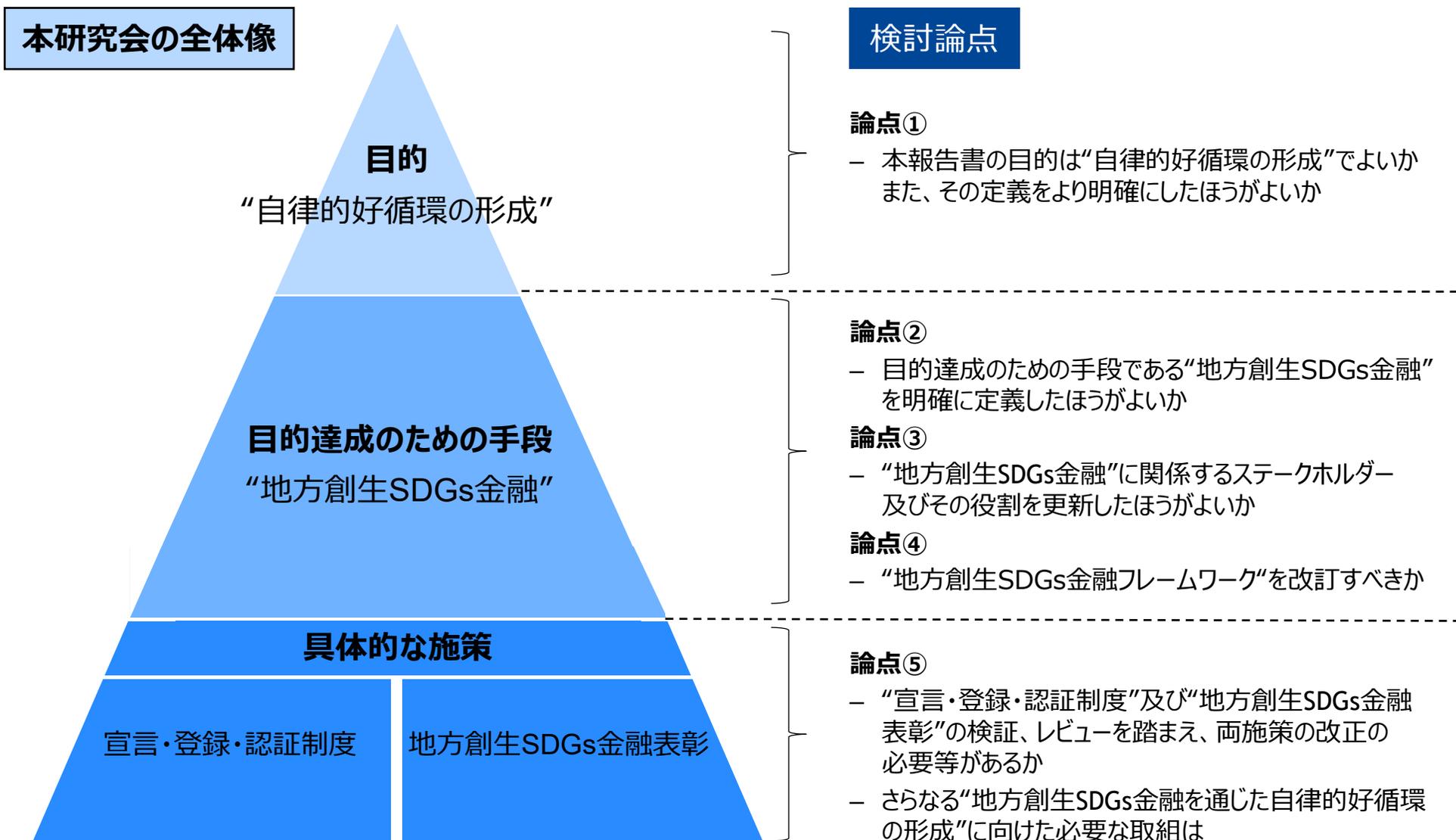
- “地方創生SDGs金融フレームワーク”を改訂すべきか

## 論点⑤

- “宣言・登録・認証制度”及び“地方創生SDGs金融表彰”の検証、レビューを踏まえ、両施策の改正の必要等があるか
- さらなる“地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成”に向けた必要な取組は

# 「基本的な考え方」に係る検討論点の構造整理

本研究会の全体像（目的-手段-具体的な施策）と、「基本的な考え方」に係る検討論点との対応関係は以下



# 「基本的な考え方」の改訂に向けて、議論いただきたい論点

## 論点①

- 本報告書の目的は“自律的好循環の形成”でよいか
- また、その定義をより明確にしたほうがよいか
  - 再定義する場合には、どのように再定義したほうがよいか



## 現状

- 「地域におけるSDGs達成に向けた事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながらキャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資する」ことを自律的好循環と定義
- そのため、キャッシュフローの循環に限った表現となっているとともに、具体的な投資対象までは記載をしていない

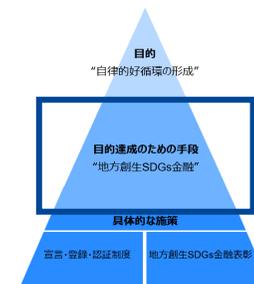
## 委員から いただいた ご意見

- 事前コメントとして挙げた意見
  - 2019年の公表当時、公表に至るまでの本報告書の目的や自律的好循環の定義に関する議論が不十分なため、**今年度は本報告書が何を指すのか、自律的好循環が何を指すのか、を明記する必要があるのではないか**
  - 加えて、**自律的好循環の図の修正も必要ではないか**
- 第19回調査研究会にて挙げた意見
  - 「**自律的好循環**」の言葉の定義について、**今年度は委員会の中で具体化した状態で明記したい**
  - **キャッシュフローにだけ焦点を当てるのではなく、波及効果としての地域での働き手増加による地域の経済循環や、地方公共団体の税収増による行政サービス向上等の循環にも踏み込んで記載することを考えられるのではないか**

# 「基本的な考え方」の改訂に向けて、議論いただきたい論点

## 論点②

- 目的達成のための手段である“地方創生SDGs金融”を明確に定義したほうがよいか
  - “SDGs金融”と“地方創生SDGs金融”という二つの言葉が併存していて、誤解を招くため、“地方創生SDGs金融”に一元化するべきではないか
  - 再定義する場合には、取組主体や手段をどのように再定義したほうがよいか



## 現状

- SDGs達成に取り組む企業の非財務的価値やESG要素等も評価し、**金融市場からの資金流入等を通じて成長を支援することを「SDGs金融」とし、その資金の流れを地域事業者や地域経済に振り分けることを「地方創生SDGs金融」と説明**
  - 2017年、PRI総会で「持続可能な開発投資（SDI）」という概念が示され、ESG投資が主流化しつつある金融市場と地方創生SDGsを接続することを目指した
- 「**金融市場からの資金流入**」に注目した内容であるため、**金融機関からの資金供給のみを想起させる内容となっている**
  - また、金融機関のケイパビリティには非金融の要素もあるが、それが伝わりづらい内容になっている

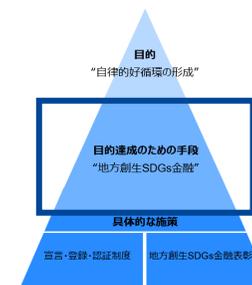
## 委員から いただいた ご意見

- 事前コメントとして挙げた意見
  - 地方創生SDGs金融の定義は「サステナブル関連の金融商品も含め、企業のSDGs達成を目的とした金融機関による金融を広く指す」ことを明確にしてはどうか
  - 「地方創生SDGs金融」は**金融機関限定**か。また**取組主体や内容が明確ではなく、整理したほうがよい**のではないかと
  - 現状説明として以下のような他省庁等の取組も説明したほうがよいのではないかと
    - ✓ 「環境省のESGに関する取組」、「金融庁のインパクト投資研究会」、「21世紀の金融行動原則」、「インパクト志向の金融宣言の動向」、「地域金融機関におけるポジティブインパクトファイナンスの取組の現状」、「インパクト投資研究会の報告書原案」に記載されている地域のスタートアップ企業への金融支援
- 第19回調査研究会にて挙げた意見
  - **地方創生SDGs金融の範囲には、「地方公共団体による予算拠出」は入らないのではないかと**

# 「基本的な考え方」の改訂に向けて、議論いただきたい論点

## 論点③

- 地方創生SDGs金融に関係するステークホルダー及びその役割を更新したほうがよいか



## 現状

- 地方創生SDGs金融の推進におけるステークホルダーを以下のように整理し、それぞれ役割を説明
  - 地方公共団体
  - 企業
  - 地域金融機関
  - 機関投資家・大手銀行・証券会社 等
  - 市民等
  - 政府
- 当時は想定も含めて作成したため、**関連ステークホルダー及びその役割が実態を踏まえたものになっていない**

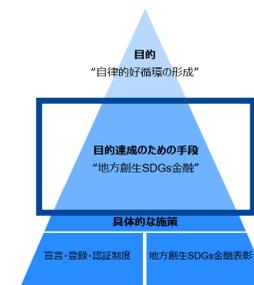
## 委員から いただいた ご意見

- 事前コメントとして挙げた意見
  - ステークホルダー間の具体的な連携方法であり、**特に地方公共団体、地域金融機関、地域企業の三者の連携が重要であるため、これら三者及びその連携に焦点を絞るべきではないか**
  - **機関投資家や大手銀行、証券会社の取り組みが過度に強調されている点に違和感を覚える**
  - 企業の役割について、社会的事業やCSVに関する記載はESG以前の議論なので、ESGの文脈に即した修正が必要
  - 地域金融機関の役割に関して
    - ✓ 機関投資家等のESG投融資が直接金融から間接金融にも広がっていくという記載は、現実と整合しない
    - ✓ 企業の「事業性評価」も役割であることを追記したほうがよいのではないか
    - ✓ SDGsの取組支援が、金融機関の成長や持続可能性向上につながることも追記してよいのではないか

# 「基本的な考え方」の改訂に向けて、議論いただきたい論点

## 論点④

- 地方創生SDGs金融フレームワークを改訂すべきか



## 現状

- 地方創生SDGs金融を推進するためのステークホルダーの役割を踏まえて、その連携の全体像を金融フレームワークとして提示
  - フェーズ1：地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化
  - フェーズ2：見える化された地域事業者に対して地域金融機関が資金供給やコンサルティングを提供
  - フェーズ3：機関投資家等と地域金融機関との協業を促進・金融表彰の実施
- 当時は、フェーズ3のように資本市場まで巻き込むことを志向していたが、現状や今後の実現可能性を踏まえると、実態にそぐわないものになっている

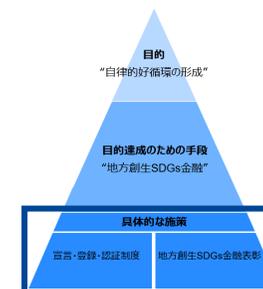
## 委員から いただいた ご意見

- 事前コメントとして挙げた意見
  - フェーズ1、2が同時進行する場合も考えられ、地方公共団体が関与しない形での地域企業へのサポートも存在するため、フェーズでの整理は適切ではないと考える
  - **フェーズ3の機関投資家を巻き込むというフィージビリティは低く実態にそぐわないため、記載不要ではないか**
    - ✓ パッシブ運用主体のESG投資では、自律的好循環に取り組もうとする地方銀行まで対象とするのは困難
  - フェーズ3の機関投資家や大手銀行、証券会社との連携を強調しているが、記載不要ではないか
  - フェーズ3に記載の「金融表彰制度」はあくまで表彰制度であるため、フェーズ3には記載不要ではないか
  - フェーズ1の見える化の取組み・制度構築は、必ずしも政府・地方公共団体が主導するとは限らないのではないか
  - フェーズ1の記載内容について、地域事業者のSDGsに対する認識にも変化が生じているため、更新が必要

# 「基本的な考え方」の改訂に向けて、議論いただきたい論点

## 論点⑤

- “宣言・登録・認証制度”及び“地方創生SDGs金融表彰”の検証、レビューを踏まえ、両施策の改正の必要等があるか
- さらなる“地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成”に向けた必要な取組は



## 現状

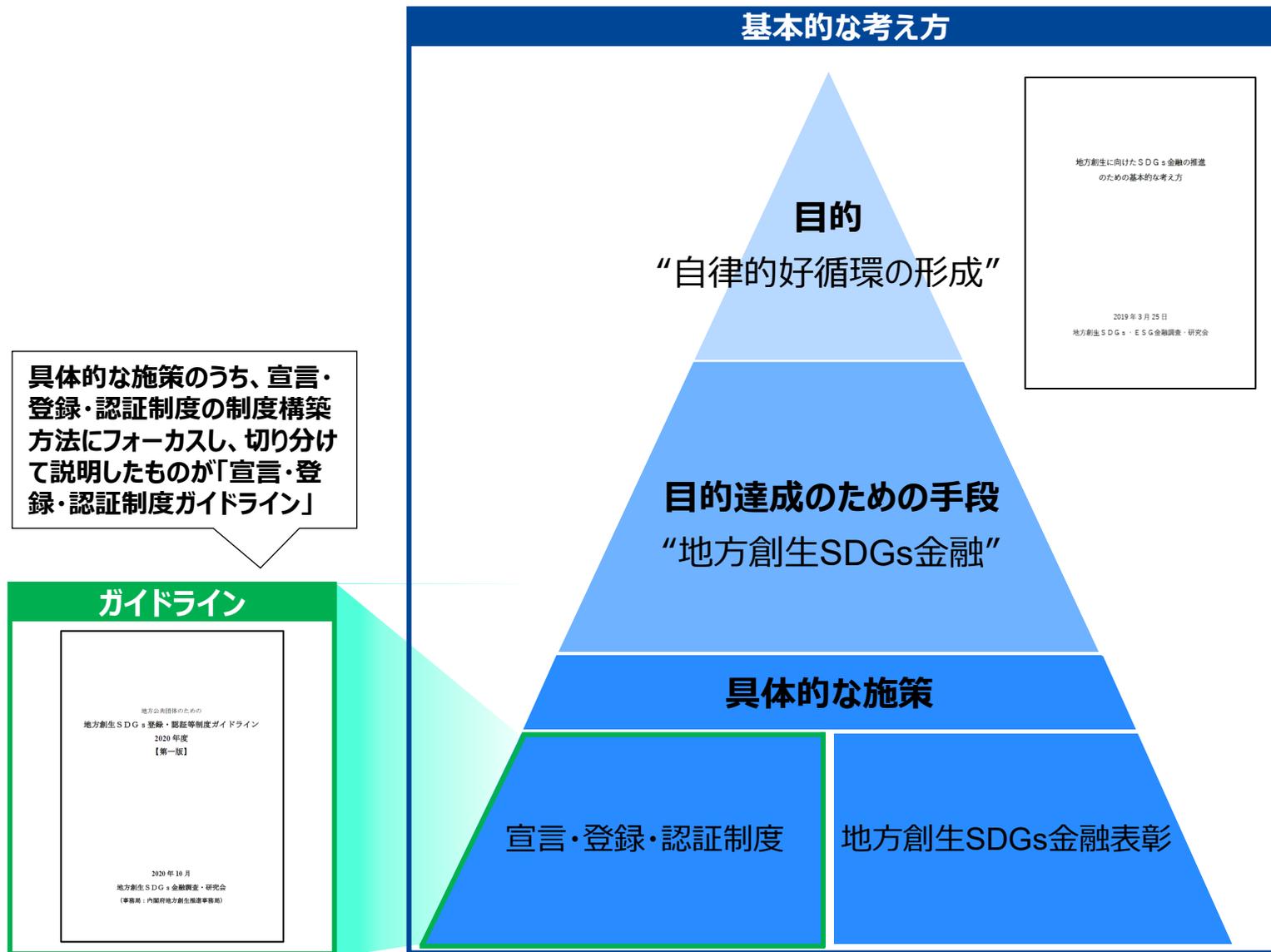
- 地方創生SDGs金融に係る“宣言・登録・認証制度”及び“地方創生SDGs金融表彰”の施策が掲載されていない
- 同時に施策を活用した地方公共団体や地域金融機関の事例も掲載されていない
- 「Ⅲ. 今後の展開」には、政府が地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者や地域金融機関に適切なインセンティブを与え、地方創生SDGs金融を形成していくための取組を推進することが期待される、と記載されている

## 委員から いただいた ご意見

- 事前コメントとして挙げた意見
  - 4年前の古い情報であり、地方創生SDGs金融に係る施策の追記、更新が必要ではないか
  - “宣言・登録・認証制度”及び“地方創生SDGs金融表彰”の検証やレビューを踏まえ、さらに取組を加速させるためのインセンティブを加えるべきではないか
  - 今後の展開として、更なる自律的好循環の形成に向けた新たな施策や打ち手を検討してもよいのではないか
  - インパクト評価についても、追記してよいのではないか
    - ✓ 追記する場合、インパクト評価やアウトカム設定は地方創生SDGs金融における発展形であることがわかるようにするとよいのでは

# (参考)「基本的な考え方」及び「ガイドライン」の位置づけ

地方創生SDGs金融の全体像を目的から手段にわたり総合的に説明したものが「基本的な考え方」である一方、切り分けて、宣言・登録・認証制度の構築/運用方法を中心に説明したものが「ガイドライン」という位置づけ



具体的な施策のうち、宣言・登録・認証制度の制度構築方法にフォーカスし、切り分けて説明したものが「宣言・登録・認証制度ガイドライン」

地方創生SDGs金融の全体像を総合的に説明したものが、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」

1. 「ガイドライン第二版」について
2. 「基本的な考え方」の改訂に向けて
3. 制度導入団体のインタビュー先について
4. 優良事例ヒアリング先について

# 地方創生SDGs金融の施策評価 実施スケジュール

本日は制度導入団体のインタビュー先を確認いただきたい。以降、事務局による単独インタビューを開始し、第22回調査研究会以降で、事例インタビュー結果を踏まえた掲載内容案をご確認いただきたい

## 第19回調査研究会

- 「地方創生SDGs登録・認証等制度」及び「地方創生SDGs金融表彰」のレビューの目的及び方向性を提示
  - 目的①：「宣言・登録・認証制度」を通じて一定のアウトカムを出している自治体の取組及び「金融表彰」を受賞した取組を検証し、公表することで、全国の自治体の取組に対する動機を高めるとともに、必要に応じ「基本的な考え方」を修正する
  - 方向性①：以下の団体を調査し、必要に応じて「基本的な考え方」内に掲載する
    - 「宣言・登録・認証制度」を導入している自治体のインタビュー候補先については、宣言・登録・認証それぞれの制度から1～2団体程度を想定
    - 「金融表彰」については、これまで受賞した全10取組を想定
  - 目的②：地方創生SDGs金融関連施策の改善事項を検討する
  - 方向性②：同上のインタビューを実施し、より一層の地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成を図るため、「宣言・登録・認証制度」及び「金融表彰」の改善すべき事項を検討する

本日

## 第20回調査研究会

- 第19回調査研究会以降に出た意見を踏まえて、制度導入団体のインタビュー先を決定
  - ⇒ 制度導入団体のインタビュー先を確認いただきたい

## 第22回調査研究会以降

- 第22回調査研究会にて、インタビューを踏まえて作成した、事例掲載文案を提示（第19回調査研究会以降、インタビュー及び掲載文案作成を事務局で実施）
  - 登録・認証等制度：制度導入により、どの程度の企業登録増を実現し、取組を拡大した結果、どの様なアウトカムを創出できたかに焦点を当てて作成を想定
  - 金融表彰：取組概要及び、受賞後のアウトカムがどの様に生じているかに焦点を当てて作成を想定
    - ⇒事例掲載文案をご確認いただき、ご意見いただきたい\*
- 第22回調査研究会以降にて、インタビュー結果を踏まえて、「登録・認証等制度」の導入数及び「金融表彰」応募数を増やすことによる自律的好循環の拡大、促進に向けた既存施策の改善事項案を提示
  - ⇒改正事項案をご確認いただき、ご意見いただきたい\*

\*以降、委員の皆様のご意見踏まえた更新を行う

1. 「ガイドライン第二版」について
2. 「基本的な考え方」の改訂に向けて
3. 制度導入団体のインタビュー先について
4. 優良事例ヒアリング先について

# 優良事例ヒアリング 実施スケジュール

本日は優良事例のヒアリング先を選定いただきたい。その後、第22回以降の調査研究会内で事例ヒアリングを行い、①事例の概要、②自律的好循環の形成に必要な要素の検証、③優良事例を拡大、促進するための方策について検討を進める（本ヒアリング内容は「基本的考え方」に反映）

## 第19回調査研究会

- 優良事例のカテゴリ及びロングリストを提示
  - 事例ごとに概要や成果/効果をまとめたロングリストを用意

⇒ 追加、修正すべきカテゴリや事例について、ご意見いただきたい

本日

## 第20回調査研究会

- 第19回調査研究会で出た意見を踏まえ、委員推薦事例を追加したロングリストを再提示

⇒ ヒアリング先及び事例数、開催頻度等を決定いただきたい

## 第22回調査研究会以降

- 第22回から第24回調査研究会内にて、1開催あたり複数事例のヒアリングを実施

⇒ 成功要因の深堀を目的にした質問を検討いただき、調査研究会でのヒアリングの際に、ヒアリング先に対してご質問いただきたい

- 第23回調査研究会以降、ヒアリングが終了した事例から、事務局でヒアリング結果をとりまとめ、調査研究会にて提示

⇒ 事例掲載文案をご確認いただき、ご意見いただきたい\*

- 第25回調査研究会にて、優良事例ヒアリングを踏まえて、自律的好循環の形成を促進するための必要な方策の検討を行う

⇒ 更なる拡大促進に向け、議論いただきたい\*

\*以降、委員のご意見踏まえた更新を行う

# (参考) 委員から推薦された事例をヒアリング候補として追加するうえでの観点

委員からの推薦事例のうち、“地方創生の実現に寄与しているか”、“取組の結果、地域での好循環が生まれているか”という2つの観点に合致するものを、ヒアリング候補としてロングリストに追加（認証等制度の導入有無との関係性無）

## スクリーニング観点

委員からの  
推薦事例

単なる制度構築や  
アワード等、前提が  
異なる事例について  
は、対象外と整理

観点1

地方創生の  
実現に向けた  
寄与が明確か

**成果/効果として人口・地域経済の観点での寄与が明確**

- 定住人口が増える等して、地域の人口減少に歯止めがかかっている
- 観光活性化を通じた交流人口や観光消費額等の増加に寄与している
- 起業の創出や、新たな雇用が生まれる等して地域経済の活性化に寄与している

観点2

取組の結果  
地域での  
好循環が  
生まれているか

**自律的好循環を実現している**

- 取組が成果を出し、そこから得られた収益を活用する等して、さらなる取組の拡大を実現できている
- 取組が呼び水となって、他事業者の集積を誘発している

ヒアリング  
候補として  
追加

# 優良事例ヒアリング先の選定基準について

優良事例ヒアリング先は、顕著な成果/効果があるか、バランスよく抽出されているか（自治体規模 / 事例カテゴリ）、調査研究会内でヒアリングを実施できる数に収まっているか、といった3つの観点から選定を行うのがよいのではないかと

## 優良事例ヒアリング先の選定基準

①

### 成果/効果の大きさ

- **ヒアリング先となる事例は顕著な成果/効果が創出されているか**
  - 顕著な成果/効果（定住人口や観光活性化による交流人口の増加、起業促進や雇用創出）を創出できている事例ほど、以下観点から他地域にとって参考になりうる経験が豊富だと思料
  - どういった地方創生SDGs金融を行ったか。また、それを行うに際してステークホルダーの役割をどう整理しどのようなプロセスを経たかという、一連の流れから成功要因をひも解く参考となりうる
  - どのような自律的好循環を形成しているかを踏まえ、企業の持続的成長と地域課題解決を同時に推進するうえでの成功要因をひも解く参考となりうる

②

### 事例のバランス （自治体規模 / 事例カテゴリ）

- **ヒアリング先となる事例はバランス良く抽出されているか（推進自治体の規模・事例のカテゴリ）**
  - 優良事例について規模の大小に関わらず日本全国の自治体が参考にできるように、事例が対象とするエリアの規模について、町村レベルから都道府県レベルまで、バランス良く抽出したほうがよいのではないかと
  - また、事例カテゴリについて、観光に偏った選定をするのではなく、観光・移住・産業等、なるべく多様なカテゴリの事例をバランス良く抽出したほうがよいのではないかと

③

### ヒアリング事例数 ※最大6事例

- **ヒアリング先となる事例の数は6事例に収まっているか**
  - 1事例あたり30～45分程度のヒアリングと想定すると、調査研究会が2時間程度の開催であるため、1調査研究会あたりのヒアリング可能数は2事例と想定
  - 第22回、第23回、第24回調査研究会内の合計、計3回の調査研究会でヒアリングを想定すると、ヒアリング先対象数としては6事例を限度として決定したほうがよいのではないかと